

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務ページ

2024.2 Vol.190

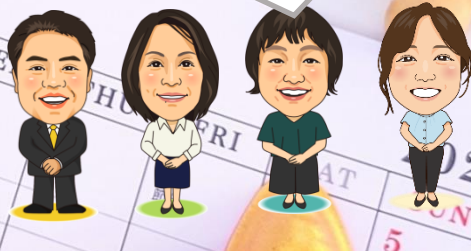
メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

今年も鬼は外 福は内
ぱらっ ぱらっ ぱらっ
ぱらっ 豆の音♪



徒然なるままに Vol.139

昔とった杵柄



皆さん、こんにちは。

暖冬とはいえ冬は冬。寒い日には鍋が楽しみな社労士の妹尾です。うちの長男次男はどんな鍋でも、自分の器にキムチの素を入れるので、すべてキムチ味になります((^_^))
ところで、昔とった杵柄で、母校で高校生の授業の一コマのいちパートを担当させていただくことになりました。

ただし、社労士としてではなく、人形劇の上演としてです。20代のころアマチュア劇団を主宰していたことがあり、今回はそのときの仲間から声を掛けてもらい、実現しました。

対象は、将来、保育関係の仕事を目指す高校生向けです。20年ぐらいたんぱくがあるので、果たして高校生の皆さんのお手本になれるか、期待に応えることができるか不安な面もありますが、仲間といっしょに楽しんでこようと思います。

(妹尾 悟)

冬は鍋



こんにちは、スタッフの筒井です。

冬の食卓の代表と言えば鍋がありますが、皆さんは、何の鍋が好きでしょうか。とは言え、鍋に欠かせない野菜として白菜があります。

昔は、白菜が美味しいとか思ったことはなかったけど、だんだん白菜の優しい甘みに癒される、今日この頃です。年を重ねるごとに、白菜をたっぷり入れた鍋が、からだを温めてくれる回数も増えているように思います。

二月は、まだまだ寒さや乾燥が気になる季節です。感染症、風邪やインフルエンザなどに負けないよう、予防に気を配りながら元気に過ごしたいと思います。

(筒井 浩美)

知っ得！ 人事労務トピックス

●有期労働契約における明示事項の変更

以前もご紹介しましたが、本年4月より労働条件の明示事項が変更されます。

明示事項は、全労働者へ明示する事項と、有期労働契約者に対するものの2つに分けられます。

なお、この明示事項は定年再雇用者が有期労働契約であれば、定年再雇用者にも適用されます。

★有期労働契約の明示事項変更による確認

①契約更新に上限がある場合にその内容(回数)
②通算5年超の契約による無期転換の申込み該当の通知
③②により有期労働契約が通算5年を超えているか
④無期転換後に適用する就業規則はどの規則か
⑤無期転換後の就業規則に定年の定めはあるか

※新しい労働条件通知書のひな型は当事務所HPからもダウンロードできますので、ご確認ください。

節分



こんにちは、スタッフの川合です。

あっという間に1月が終わり、2月がやってきました。

2月と言えば、今年は2月3日(土)に節分があります。

節分は一年間の無病息災を祈る行事として行われてきたようです。今年は実家に戻って、家族みんなで豆まきをして静かに恵方巻を食べようと思います。

昔から豆まきの鬼は、家族でジャンケンをして負けた人がなりきって鬼になるのがうちのルールです。

母が鬼になるとプロレスが始まり、家族の誰かが犠牲になります。鬼に打ち勝つ日があるよう家族一致団結して豆まきをします!!

(川合千愛輝)